

合区の解消及び憲法における地方自治規定の充実に向けた全国知事会の取組み

○平成27年7月24日 改正公職選挙法案(参議院) 提出

○平成27年7月24日 参議院選挙制度改革(合区案)に関する懸念表明  
(緊急アピール)

○平成27年7月28日 改正公職選挙法成立

○平成27年7月28日～29日 全国知事会議【岡山県】

○平成27年10月27日 第1回 憲法と地方自治研究会  
第2回 平成28年1月22日  
第3回 平成28年3月4日  
第4回 平成28年3月27日  
第5回 平成28年7月1日  
第6回 平成28年10月13日

○平成28年3月 憲法と地方自治研究会 中間報告

○平成28年7月10日 参議院通常選挙実施

○平成28年7月28日～29日 全国知事会議【福岡県】  
・「参議院選挙における合区の解消に関する決議」を採択

○平成28年8月23日 大島衆議院議長及び伊達参議院議長へ要請活動

- 平成28年8月25日 柳本参議院憲法審査会会长へ要請活動
- 平成28年10月11日 吉田参議院自由民主党幹事長へ要請活動
- 平成28年11月28日 政府主催「都道府県知事会議」において  
安倍内閣総理大臣と懇談
- 平成28年12月19日 参議院自民党「参議院在り方検討PT」出席  
(平成29年2月27日に2回目の出席)
- 平成29年7月7日 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会出席
- 地方6団体の合区解消決議が成案
- |             |               |
|-------------|---------------|
| 全国知事会       | 平成28年7月29日決議  |
| 全国都道府県議会議長会 | 平成29年1月20日決議  |
| 全国市長会       | 平成29年6月7日決議   |
| 全国市議会議長会    | 平成29年7月7日決議   |
| 全国町村会       | 平成28年11月16日決議 |
| 全国町村議会議長会   | 平成28年11月9日決議  |
- 平成29年7月27日～28日 全国知事会議【岩手県】  
・「国民主権に基づく真の地方自治の確立に関する決議」を採択  
※「合区問題の抜本的解決」及び「地方自治の本旨の明確化」
- 平成29年8月9日 吉田参議院自由民主党幹事長、  
関口幹事長代行及び岡田幹事長代理へ要請活動  
保岡自由民主党憲法改正推進本部本部長へ要請活動
- 平成29年8月10日 北側公明党副代表、  
井上幹事長及び石田政務調査会長へ要請活動

## 国民主権に基づく真の地方自治の確立に関する決議

平成28年7月、参議院選挙において、憲政史上初の合区選挙が実施され、「投票率の低下」や「自らの県を代表する議員が選出されない」という国民の参政権にも影響を及ぼしかねない状況が発生したことを受け、全国知事会をはじめ、「地方六団体」の全てにおいて、「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議が行われた。

国は、この「地方の声」を正面から受け止め、迫りつつある平成31年の参議院選挙に向け、早急かつ抜本的な合区問題の解決策を講じる必要がある。

また、「国民代表」としての衆議院と、さらに「地域代表」としての性格を持つ参議院という二院のバランスの上に、「国民主権」はより効果的に機能すると考えられており、そもそも、国民主権を実現する大きな側面をもつのが、「地方自治」である。

地方自治法施行70年を迎える間、機関委任事務の廃止や「国と地方の協議の場の法制化」など、国と地方の対等関係のもと、「住民自治」が国民主権を全うする手段として、地方公共団体は直接住民から負託を受けてきた。

一方、現行憲法には、地方自治に関し、第8章として、第92条をはじめ4条が定められているものの、具体的には「地方自治の本旨」など、あまりにも抽象的・理念的であり、このことが様々な混乱を招いてきた。

以上のことから、次の事項について、国において速やかに実行すること。

### 記

1 平成31年の参議院選挙に向け、「合区問題」の抜本的解決策の結論を得、早急に示すとともに、国民に対して、十分に周知を図ること。

なお、一部反対意見（大阪府）及び慎重意見（愛知県）があったことを申し添える。

2 「国民主権」の原理のもと、地方自治の権能は、住民から直接負託されたものであるとの観点から、憲法第92条の「地方自治の本旨」について、より具体的に規定するように検討すること。

平成29年7月28日

全 国 知 事 会



## 参議院選挙における合区の解消に関する決議

日本国憲法が昭和 21 年 11 月 3 日に公布されて以来、今日に至るまでの 70 年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

去る 7 月 10 日に憲政史上初の合区による選挙が実施されたが、意思形成を図る上での都道府県が果たしてきた役割を考えたときに、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなるのは非常に問題である。

また、投票率の低下や選挙区において自県を代表する議員が出せないことなど、合区を起因とした弊害が顕在化しており、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中で、しっかりと反映される必要がある。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、抜本的な見直しが規定されていることもあり、合区を早急に解消させる対応が図られるよう求める。また、同時に将来を見据え、最高裁の判例を踏まえ憲法改正についても議論すべきと考える。

なお、この決議に対しては、一部反対意見（大阪府）及び慎重意見（愛知県）があつたことを申し添える。

平成 28 年 7 月 29 日

全 国 知 事 会

## **参議院議員選挙制度の抜本的見直しを求める決議**

昨年7月の参議院議員選挙では、「一票の較差」を是正するため、人口が少ない県単位の選挙区を統合した憲政史上初の合区による選挙が実施された。

参議院は、その発足当初から都道府県単位で代表を選出し、地方の声が国政に反映されてきたが、この度の合区による選挙は住民の意思が適切に代表される制度とは言えず、人口のみにより単純に区割りを決定することは、地方の人口減少に歯止めをかけ、地方自治体の活性化を目指した地方創生の流れにも反する。

よって、今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として行われ、改正公職選挙法の附則において抜本的な見直しについて規定されていることから、都道府県が民主政治の単位として機能してきたという実態を踏まえ、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成29年1月20日

**全国都道府県議会議長会**

## 参議院選挙制度改革に関する決議

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るためにには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

昨年7月10日、「一票の格差」を是正するとして、人口が少ない選挙区を統合した合区による憲政史上初の選挙が実施されたが、投票率について平成25年参院選と比較すると、全国平均が2%伸びている中で、合区が実施された4県の合計では2%の減少となっており、国政への関心の低下が懸念される。

また、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは、人口減少問題の解消等に係る政策の推進に当たり、全国各地域の実情を踏まえた政策の実施・展開に支障となる可能性も否定できない。

合区による参議院選挙は、公職選挙法の附則に基づく抜本的な見直しが行われるまでの間のものとされており、速やかに合区を解消し、地方の多様な意見を確実に国政に反映することのできる地方創生にふさわしい仕組みを構築することを強く求める。

以上決議する。

平成29年6月7日

全 国 市 長 会

## 参議院選挙における合区の解消について

二院制を採る我が国において、参議院は、憲法制定以来、一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を届ける役割を果たしてきた。

昨年7月10日の参議院議員選挙において、人口が少ない県単位の選挙区を統合した初の合区による選挙が実施されたが、今回の合区による選挙は、住民の意思を適切に代表する制度とは言えず、人口のみにより単純に区割りを決定することは、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正し、地方自治体の活性化を目指した地方創生の流れにも反する。

よって、国においては、今回の合区による参議院選挙は、あくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則に抜本的な見直しが規定されていることを踏まえ、合区を早急に解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度となるよう強く要望する。

平成29年7月7日

全国市議会議長会

# 参議院の合区の早期解消に関する特別決議

去る7月10日、憲政史上初めて合区による参議院選挙が実施された。

合区については、地域が抱えている課題など様々な情報が国会に届かない恐れがあるなど多くの懸念があったところであるが、実際に行われた選挙では、広範囲における選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少、合区された選挙区では投票率が過去最低を記録するなど、あらためて多くの問題点が明らかとなった。

都道府県制度は、歴史的・文化的にも、また政治的・社会的にも広く国民に定着しており、都道府県単位で地方の代表を選出するという参議院選挙の仕組みも、広く国民に定着しているものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則においては、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しをすることが規定されている。

合区の弊害は明らかであり、地方創生にも大きく逆行するものである。都道府県を単位として地域の事情や声を直接国政に反映させる現在の仕組みが広く国民の中に浸透していることを十分考慮し、早急に合区を解消することを強く求めるものである。

平成28年11月16日

全国町村長大会

## 参議院選挙における合区の解消に関する特別決議

去る7月10日、憲政史上初の合区による参議院選挙が実施されたが、広範囲にわたる選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少や投票率の低下など、多くの問題点が明らかとなつた。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためにには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが極めて重要であり、人口によって単純に区割りを決定する合区は、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しが規定されている。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要請する。

以上、特別決議する。

平成28年11月9日

第60回町村議会議長全国大会